

自然災害債務整理ガイドライン「着手同意書」発行のご依頼

御中

年 月 日

債務者氏名

住 所

連 絡 先

私は、貴社に対し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）の手續に着手することを申し出ますので、「ガイドラインに基づく手續に着手することへの同意書」を発行していただきたく、ご依頼いたします。

ご存じのとおり、令和2年12月1日より、『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則の運用が開始しました。本ガイドラインの詳細については、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のホームページをご確認ください。なお、上記特則は、自然災害の被害を受けていなくても、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入・売上が大きく減少するなどによって、債務の返済が困難になった債務者を本ガイドラインの適用対象とするものです。また、本ガイドラインが適用される債権者には、銀行のみならず、金融に関わる幅広い機関や事業者が含まれます（本ガイドライン第3項(2)、同コロナ特則第5項(2)）。

本ガイドラインによる債務整理を希望する債務者は、自己に対する債権の元金総額が最大である債権者（以下「主たる債権者」といいます。）に対して、本ガイドラインに基づく手續に着手することを申し出ることとされています。申出を受けた主たる債権者は、10 営業日以内に、手續に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととされております（本ガイドライン第5項(1)）。また、主たる債権者は、「本ガイドライン第3項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない」（本ガイドライン第5項(1)）と

されています。

私は、本ガイドラインに基づいて、「ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意書」の発行を貴社に依頼するものです。

貴社におかれましては、本ガイドラインをよくご確認いただき、速やかに、「ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意書」をご発行いただきますよう、お願いいたします。

また、本ガイドラインに基づく債務整理（特定調停成立）を行った対象債務者について、対象債権者は、債務整理を行った事実やその他の債務整理に関する情報を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととされています（本ガイドライン第10項(2)）。貴社におかれましては、本ガイドラインの趣旨に鑑み、この依頼書の提出を理由として、信用情報登録機関に事故情報の報告、登録を行わないよう、お願いいたします。

なお、本依頼書は、東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）の提供する書式を用いて作成したものです。

以上

【本依頼書の書式の東京三会の HP】

- ・ 東京弁護士会

<https://www.toben.or.jp/news/2020/11/post-612.html>

- ・ 第一東京弁護士会

<https://www.ichiben.or.jp/shinsai/>

- ・ 第二東京弁護士会

<https://niben.jp/service/soudan/kojin/covid19-genmem.html>



【一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関の HP】

- ・ <http://www.dgl.or.jp/>

